

平成 19 年度及び第 1 期中期目標期間に係る業務の実績評価について

文部科学省独立行政法人評価委員会において、独立行政法人理化学研究所(野依良治理事長)の平成 19 年度及び第 1 期中期目標期間の業務の実績評価が決定されましたのでここに報告いたします。

1. 評価の内容

(詳細は下記を参照)

「独立行政法人理化学研究所の平成 19 年度に係る業務の実績に関する評価」

「独立行政法人理化学研究所の第 1 期中期目標期間(H15.10～H20.3)に係る業務の実績に関する評価」

2. 平成 19 年度及び第 1 期中期目標期間を終えて(野依理事長談話)

独立行政法人理化学研究所(理研)の 19 年度及び第 1 期中期目標期間業務実績の評価に関し、独立行政法人評価委員会の委員の先生方には大変な労力を費やしていただき深く感謝いたします。

第 1 期中期目標期間のこの 5 年間、私は、理研は世界のオンリーワンの研究機関を目指すべきと考え、野依イニシアティブと呼ぶ 5 つの経営理念(「見える理研」、「科学技術史に輝き続ける理研」、「研究者がやる気を出せる理研」、「世の中に役に立つ理研」、「文化に貢献する理研」)を掲げて研究所を運営してきました。この度、「科学技術史に輝き続ける理研」を掲げる理研の研究業績に対して大変高い評価を頂きましたことは、大変喜ばしいことであります。また、大きな戦略プロジェクト研究に限らず、基礎研究分野の個々の研究活動の充実、独創的・萌芽的研究の育成等の重要性をご指摘頂いたことは、研究開発法人・理研としての活動にご理解とご支持を得たものと非常に心強く思います。さらに、先端的で高度な研究成果の社会への還元、科学技術に対する国民の理解と支持を得る取り組みの強化につきましても、私たちがめざす理研のあり方「世の中に役に立つ理研」、「見える理研」、「文化に貢献する理研」に合致する助言と受け止めております。今後も優れた研究成果を創出し続け、その成果を広く社会へ還元し、国の内外に分かりやすく説明していく所存です。法人運営についても、女性や外国人研究者にとっても働きやすい職場環境の整備、研究者のインセンティブを引き出す制度の充実等についても高い評価をいただきました。「研究者がやる気を出せる理研」を達成するために、今後さらに向上を目指していきたいと考えています。

平成 20 年 4 月より開始された第 2 期中期目標期間においては、野依イニシアティブを踏まえ、運営の方向性をより明確にした三つの基本方針(「科学技術に飛躍的進歩をもたらす理研」「社会に貢献し、信頼される理研」「世界的ブランド力のある理研」)を掲げております。しかし、理研単独でできることは限定されます。是非とも理研の世界的ブランド力を向上し、国の内外を問わず、利益を共有しうる産業界、大学、教育界、文化団体等と積極的に相互互惠の関係を築いていきたいと考えています。まさにこれからは経営面の知恵による勝負が求められると心しております。

また、新しい世紀は、環境やエネルギー資源、食糧、水、感染症など、国を超えた地球規模の問題が山積しております。私たちは、その軽減と解決のために、科学・技術の立場からお役に立ちたいと真剣に考えております。よろしくご指導賜りたく存じます。

(参考 1) 文部科学省独立行政法人評価委員会で評価が決定するまでの過程

- 5月下旬 : 理化学研究所から文部科学省独立行政法人評価委員会へ、平成19年度及び第1期中期目標期間の実績報告書を提出
- 6月4日、5日 : 文部科学省独立行政法人評価委員会 科学技術・学術分科会 基礎基盤研究部会 理化学研究所作業部会(以下、「理研作業部会」という)にて理研の業務実績状況についてヒアリング
- 6月19日 : 理研作業部会での評価の実施
- 7月中旬 : 基礎基盤研究部会での評価の審議
- 8月1日 : 科学技術・学術分科会での評価案の審議、決定
- 8月8日 : 文部科学省独立行政法人評価委員会総会にて評価結果の報告

(参考 2) 独立行政法人通則法

(独立行政法人評価委員会)

第12条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

--- (中略) ---

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

--- (以下略) ---